

改正の概要

建築基準法の一部改正等に伴う、地区計画の区域内における建築物の容積率関係規定の改正

① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正等に伴う容積率の緩和に関する規定の追加

◆国道 176 号沿道地区地区計画の区域（以下「適用区域」という。）内の建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとして、エレベーターの昇降路の部分を追加する。

◆適用区域内の建築物の地階（天井が地盤面から高さ 1 メートル以下のものをいう。）部分で、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする用途として、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものを追加する。

◆適用区域内の建築物で、法第 52 条第 14 項の許可を受けたものについては、その許可の範囲内において容積率を緩和する。

② 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の一部改正に伴う容積率の緩和に関する規定の追加

◆適用区域内の建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとして、一定の限度を定め、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、自家発電設備を設ける部分及び貯水槽を設ける部分を追加する。

③ 低炭素建築物に係る容積率の特例の追加

◆適用区域内の建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとして、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなる部分を追加する。